

桜井市建設工事等入札参加資格審査申請要領

桜井市（上下水道事業を含む。）が発注する建設工事または測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の競争入札に参加を希望される方は、次のとおり関係書類を提出してください。

受付対象者	建設工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業法第3条第1項（昭和24年法律第100号）に規定する建設業の許可を受けている者 2. 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間を審査基準日とする、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 〔上記期間を審査基準日とする「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」のうち、最新のものを添付資料として提出する必要があります。申請手続中の場合は、その旨を確認できる書類により仮受付しますが、<u>令和6年3月15日（金）</u>までに提出してください。〕 </div> 3. 雇用保険および健康保険、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者、または社会保険等の適用除外とされている者 4. 審査基準日直前2年の営業年度において、営業実績がある者
	測量、建設コンサルタント等	<p>下記について、法律または規定に基づく登録や許認可等を受けている者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">1. 測量業者 <li style="width: 33%;">2. 建築士事務所 <li style="width: 33%;">3. 建設コンサルタント業者 <li style="width: 33%;">4. 地質調査業者 <li style="width: 33%;">5. 補償コンサルタント業者 <li style="width: 33%;">6. 不動産鑑定業者 <li style="width: 33%;">7. 土地家屋調査業者 <p>※ その他のコンサルタント業務等は「物品購入・業務委託等の入札参加資格審査申請」です。</p>
	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市税および国税に滞納が無い者 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 〔市税：「市県民税」または「法人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」〕 〔国税：「消費税および地方消費税」または「法人税」、「申告所得税および復興特別所得税」〕 </div> 2. 下記の事項に該当しない者 <ol style="list-style-type: none"> ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3. 下記の暴力団等排除措置要件に該当しない者 <ol style="list-style-type: none"> ① 役員等が、暴力団または暴力団員である者。 ② 暴力団または暴力団員が、経営に実質的に関与している者。 ③ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用している者。 ④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持および運営に協力し、または関与している者。 ⑤ ③または④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
有効期間	市内業者（桜井市内に本店を有する者。） ※ 建設工事の場合は、建築業法第3条第1項の許可を受けた主たる営業所をいう。	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（令和6年度・令和7年度の2年間）
	市外業者（上記の市内業者以外の者。）	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（令和6年度の1年間） ※ 追加申請にあたるため、前年度に入札参加資格申請書を提出していない事業者のみ対象となります。ただし、登録業種の追加・変更を希望される場合は申請が可能です。
受付期間	令和6年1月22日（月）から令和6年2月9日（金）まで	

提出方法	原則、郵送に限ります。
提出先	<p>〒633-8585 桜井市粟殿 432 番地の 1 桜井市役所 管財契約課 契約検査係あて』</p> <p>※ 封筒に「入札参加資格申請書類 在中」と朱書きで記載してください。</p> <p>※ 令和 6 年 2 月 9 日（金）の消印有効です。</p> <p>※ 郵送方法は問いませんが、普通郵便では配達事故等による不着について、確認することができず、市は責任を負いませんので、簡易書留やレターパック等の郵送記録の残る方法を推奨しております。</p>
提出部数	1 部・・・次ページ以降に記載の提出書類をクリアファイルに入れて提出
その他	<p>建設工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 「業態調書（様式 1-②）」に記載された業種（「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」の技術職員が記載された建設工事の種類）が登録業種となります。 市外業者のうち、委任先を設ける場合は、委任先の支店・営業所での許可業種以外は登録できません。 市内業者の格付けについて、基準となる技術職員数は、「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」に記載された技術職員数とします。 詳細は、桜井市 HP の令和 6・7 年度の市内建設業者格付け基準をご確認ください。 (https://www.city.sakurai.lg.jp/gyosya/ninews/kanren/1617243051316.html)
	<p>測量、建設コンサルタント等</p> <ol style="list-style-type: none"> 「業態調書（様式 2-② 18）」に記載された業種（直前年度または直前々年度のいずれかにおいて営業実績のある業種）が登録業種となります。 「建築士事務所」について、委任先を設ける場合は、委任先の支店・営業所での登録が必要です。
	<p>共通</p> <ol style="list-style-type: none"> 登録業種については、年度途中での追加・変更はできません。ただし、取り消しを除きます。 提出書類の内容と事実が相違していることが判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。 受領書については、審査終了後、3 月上旬に返信用封筒にて郵送します。 この申請により競争入札に参加する資格があると決定された者は、桜井市入札参加資格者名簿に登録され、市長部局、教育委員会、上下水道部、公社等の競争入札発注時等に使用されます。 管財契約課 契約検査係で行う建設工事等の入札は、電子入札コアシステムを用いた電子入札方式で行います。桜井市に新たに利用者登録をする場合は、「桜井市電子入札利用者情報交付申請書」を提出いただき、電子入札システムで使用する業者番号を取得する必要があります。（新規申請者の方は、本申請の受領書が届いてから申請してください。） 詳細は、桜井市 HP の電子入札（建設工事・建設コンサルタント等）をご確認ください。 (https://www.city.sakurai.lg.jp/gyosya/ninews/6626.html) 消せるボールペンや修正テープ（液）は使用しないでください。
問い合わせ先	桜井市役所 管財契約課 契約検査係 TEL：0744-42-9111（内線 1761・1762）

提出書類（建設工事）

下記の提出書類一覧のうち、申請に必要な書類を番号順に重ね、クリアファイル（A4判透明）に入れて提出してください。

また、【様式】については指定様式です。桜井市HPからダウンロードしてください。

提出書類一覧		市内業者	市外業者
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）【様式1-①、様式1-②】	○ (原本)	○ (原本)
2	経営規模等評価結果・総合評定値通知書 (許可行政庁の公印を押したもので、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間を審査基準日とするもののうち最新のもの) ※ 申請手続中の場合は、1ページ目の「受付対象者」▶「建設工事」欄の2. を参照。 ※ 「その他の審査項目（社会性等）」欄において社会保険等の加入欄が『無』の場合で、通知書発行後に保険料を納めているときは、直近の標準報酬決定通知書、領収証書又は納入証明書等の写しを添付してください。	○ (写し)	○ (写し)
3	建設業許可通知書または建設業許可証明書	○ (写し)	○ (写し)
4	工事経歴書 直近2年分（上記、提出書類2の経営事項審査申請書類）	○ (写し)	○ (写し)
5	技術職員名簿（上記、提出書類2の経営事項審査申請書類）	○ (写し)	○ (写し)
6	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑）【様式3】	○ (原本)	○ (原本)
7	営業所一覧表（委任先を設ける場合のみ）【様式1-③】 ※内容が同じなら任意様式可	×	○ (原本)
8	委任状（委任先を設ける場合のみ）【様式4】	×	○ (原本)
9	納税証明書（いずれも発行日から3ヶ月以内のもの） 《市税》 「市民税」または「法人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」 ※ 桜井市の税務課で、申請時に証明の種類で『滞納がない証明書』を選択してください。 ※ 個人事業者で桜井市外に居住の場合は、居住地が発行する上記の税金についての証明書および桜井市の税務課が発行する市民税（事業所課税）の納税証明書（事業所課税が非課税の場合は、確定申告書の写し）を提出してください。 ※ 納付が税務課に反映するには、納付日（口座引落日）から10日ほどかかります。	○ (写し可)	×
	《国税》 「消費税および地方消費税」または「法人税」、「申告所得税および復興特別所得税」 ※ 所管する税務署での申請時に証明書の種類で、個人は『その3の2』、法人は『その3の3』を選択してください。 ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。 ※ 免税事業者であっても必ず提出してください。	○ (写し可)	○ (写し可)
10	誓約書【様式5】	○ (原本)	○ (原本)
11	事業所の写真（外観・表札・内部）および所在地の地図（新規申請の場合のみ）	○	×
12	チェックリスト 兼 受領書（建設工事）【様式6】	○	○
13	返信用封筒（宛先を記入した84円切手を貼付した定形の封筒）	○	○

提出書類（測量、建設コンサルタント等）

下記の提出書類一覧のうち、申請に必要な書類を番号順に重ね、クリアファイル（A4判透明）に入れて提出してください。

また、【様式】については指定様式です。桜井市HPからダウンロードしてください。

提出書類一覧		市内業者	市外業者
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等） 【様式2-①、様式2-②、様式2-③、様式2-④】	○ (原本)	○ (原本)
2	営業に関し必要とする登録証明書 ※「建築士事務所」について、委任先を設ける場合は、委任先の支店・営業所での登録が必要です。	○ (写し)	○ (写し)
3	財務諸表 直近1年分	○ (写し)	○ (写し)
4	測量等実績調書 直近2年分	○ (写し)	○ (写し)
5	技術者経歴書【様式2-⑤】 ※内容が同じなら任意様式可	○ (原本)	○ (原本)
6	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑）【様式3】	○ (原本)	○ (原本)
7	営業所一覧表（委任先を設ける場合のみ）【様式2-⑥】 ※内容が同じなら任意様式可	×	○ (原本)
8	委任状（委任先を設ける場合のみ）【様式4】	×	○ (原本)
9	納税証明書（いずれも発行日から3ヶ月以内のもの） <<市税>> 「市県民税」または「法人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」 ※ 桜井市の税務課で、申請時に証明の種類で『滞納がない証明書』を選択してください。 ※ 個人事業者で桜井市外に居住の場合は、居住地が発行する上記の税金についての証明書および桜井市の税務課が発行する市民税（事業所課税）の納税証明書（事業所課税が非課税の場合は、確定申告書の写し）を提出してください。 ※ 納付が税務課に反映するには、納付日（口座引落日）から10日ほどかかります。	○ (写し可)	×
	<<国税>> 「消費税および地方消費税」または「法人税」、「申告所得税および復興特別所得税」 ※ 所管する税務署での申請時に証明書の種類で、個人は『その3の2』、法人は『その3の3』を選択してください。 ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。 ※ 免税事業者であっても必ず提出してください。	○ (写し可)	○ (写し可)
10	誓約書【様式5】	○ (原本)	○ (原本)
11	事業所の写真（外観・表札・内部）および所在地の地図（新規申請の場合のみ）	○	×
12	チェックリスト 兼 受領書（測量、建設コンサルタント等）【様式7】	○	○
13	返信用封筒（宛先を記入した84円切手を貼付した定形の封筒）	○	○